

法律相談



相続、9

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田堯爾

寄与分について—続き

1、前号で寄与分について説明し、さらに述べたいことがあると申しました。今号でも、寄与分について説明します。

2、寄与分が認められるのは相続人に限ります。相続人でない者、例えば長男の妻（被相続人から見れば嫁）は相続権がなく、いくら被相続人の事業に関して労務を提供しても、被相続人の療養看護に努めても、寄与分を主張することはできません。しかし、妻が、夫である長男の意を受け、長男と妻とが共に父（被相続人）の家業を手伝ったというのであれば、それは、長男の代理人もしくは補助者として被相続人の家業に寄与したことにより、長男の寄与に妻の分を付加することができるとする裁判例があります。

3、寄与分はどの程度認められるのでしょうか。まずは（原則は）相続人の間での協議により定められるとされています。寄与分の「分」からして、語感として「割合」のように感じられます。相続財産の「全額」につき相続人の間において合意があれば、割合で表示しても額で表示しても同じことでしょう。しかし、民法は、相続財産から寄与分を控除したものを相続財産としてそれを法定相続分（法定相続分の「分」は割合）で分け、それに寄与者の「寄与分をえた額」をもって寄与者の「相続分」とすると定めます（第904条の2第1項）。

4、相続人の間の協議で決まらないとき（協議が調わないとき）または協議ができないときは、家庭裁判所に申立をして寄与分を定めてもらうことができます（同条第2項）。

5、この申立を受けた家庭裁判所は、寄与の時期、方法、程度、相続財産の額、その他一切の事情を考

慮して寄与分を定めます。この場合も、割合を定めるのか、具体的な額を定めるのか。どちらもあり得ます。例えば、重い老人性痴呆の母（被相続人）を長期（10年）に亘って看護した娘（四女）に、付添婦の費用負担の金額（1100万円余）の寄与分を認めた例があります。相続財産に対する割合で寄与分を定めた例もあります。

6、一般論として、家庭裁判所で、どの程度の寄与があればどの程度の寄与分が認められるかについては、予測困難です。上記のように、「一切の事情を考慮」するからです。原則的なことを言うならば、当該寄与によって維持された財産（の額）、当該寄与がなければ減少しないで済んだであろう額、あるいは、当該寄与ある行為によって増加した財産の額（当該寄与がなければ増加しなかったであろう財産の額）ということになります。しかし、現実には難しい問題です。

7、寄与分を引き継ぐことができるかについて述べます。相続人である父親が死亡するとその子は代襲相続人になります。例を挙げると、祖父が被相続人で、父親が祖父の子として相続人の一人であった。その父親が祖父についての相続開始の前に死亡したら、父親の子（被相続人である祖父からすれば孫）が祖父の相続人の一人になります。これを代襲相続といいます。その父親が祖父の家業に多大な貢献（寄与）をしながら、祖父の死亡前（祖父についての相続開始前）に死亡した場合です（父親が生きていれば寄与分を主張できた筈であった）。結論的に言うならば代襲相続人である孫は祖父の相続について、生きていれば言えた父親（亡父）の寄与分を主張できるとするのが合理的です。